

船橋市における公共施設再開に向けての基本的な基準（令和2年6月1日適用）

| 区分 | 屋内施設 | 屋外施設 |
|-----------|---|--|
| 基本的な事項 | 人との接触を避け、対人距離を確保する 具体的には、1.5mとする。ただし、整列等は1m間隔も可能とする | |
| | 「三つの密」「①密閉空間②密集場所③密接場面」を避ける ※換気の出来ない部屋の利用は不可 ※柔道やラグビー等の接触が多い競技については、接触しないように工夫をして実施すること | |
| | 飛沫感染防止のため大きな声での会話や応援等をしない | |
| | 使用面積及び対人距離等から施設の定員を算出し、必要に応じ入場制限を行う | |
| | 極力利用時間を減らす 利用が重なる等、人が多い時は、利用時間を短くする | |
| | 施設管理者不在の場合は利用不可 ※利用者の健康状態を把握するため、名簿等を提出してもらい確認をする | 管理者不在の場合でも利用可 |
| 個人の予防策 | 手洗い・手指の消毒を徹底する ※手指消毒液がない場合は、石鹼を使用し手洗いを実施する | |
| | マスクは着用する ※運動時のマスク着用については段階的に検討する | マスクは着用する ※運動・スポーツ中の着用は利用者等の判断による ※熱中症を避けるため、夏場のマスク着用は強制しない |
| | 咳エチケットを遵守する | |
| 利用当日の確認事項 | 以下の①～④に該当する場合は、入場制限あり | |
| | ①原則37.0度以上の発熱があった場合 又は、平熱比を1度超過した場合 | |
| | ②息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさの症状がある場合 | |
| | ③咳・咽頭痛などの症状がある場合 | |
| | ④過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合 | |
| | ※上記の確認を個人利用時には、市が作成した「施設利用者カード」に必要事項を記入し、施設へ提出する また、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出する | |